**令和５年度 第８回 流山市福祉施策審議会会議録**

１　日時　令和６年３月１４日（木）

　　　　　午後１４時００分～１５時３０分

２　場所　ケアセンター　４階第１・第２研修室

３　出席委員

　　鎌田会長　中職務代理者　小野寺委員　石渡委員　平井委員　中久木委員

　　南委員　山本委員　東ヶ崎委員　萩原委員　福山委員　久冨委員

中野委員

４　欠席委員

　　石幡委員　肥田委員　小林委員　鈴木委員　小熊委員

５　出席職員

伊原健康福祉部長　池田社会福祉課長　木村高齢者支援課長　橋本介護支援課長　平尾児童発達支援センター所長　渡邊健康増進課長

　　障害者支援課　白井課長補佐

　　事務局（社会福祉課健康福祉政策室）

田村健康福祉政策室長　張替主任主査　加藤主査保健師　菊池主事

６　傍聴者

　　市民　１名

　　その他の参加者　手話通訳者２名

（司会）

本日はお忙しい中、令和５年度第８回流山市福祉施策審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事の進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第５条第１項の規定に基づき、会長が会議の議長になることになっております。鎌田会長お願いいたします。

（鎌田会長）

　皆様こんにちは。本日もお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日は、「避難行動要支援者避難支援計画」の最後の審議となります。４時までには答申書を作成し、その後中職務代理者と私で市長室へ向かい、直接答申書をお渡しする予定です。皆様には既に答申案をお渡ししておりますが、よりよい答申となりますように、最後まで審議を尽くしていただきますよう、お願いいたします。

会議に入る前に、委員の皆様に報告いたします。本日の出席委員は１３名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第５条第２項の規定に基づきまして、会議は成立していることを御報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

本日は１名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、会議の傍聴についてご了承願います。

≪傍聴者入室≫

（鎌田会長）

それでは、まず事務局から本日の議題について説明願います。

（司会）

本日は議案１件です。「流山市避難行動要支援者避難支援計画」の改定についてです。また、議事録作成のため、録音させて頂くことをご了解願います。

（鎌田会長）

「流山市避難行動要支援者避難支援計画」の改定については、今回の審議会で答申文を作成しますが、その前に、前回の審議会での議論を踏まえた計画の修正点などについて説明いただきたいと思います。

それでは、執行部より説明をお願いします。

議題１

【説明】

（田村健康福祉政策室長）

・計画の変更点について説明

（鎌田会長）

答申文の作成についての時間も確保したいので、計画についてはおおむね15時までを目安に審議をしたいと思います。

それでは、只今の説明について、ご意見やご質問はありますでしょうか。

（久冨委員）

　同意のところについて、資料番号１－１の７ページの４避難支援等関係者への共有のところで、こちらの同意については、個別避難計画を提出する時に下へ署名をすることにより同意を示すということですよね。

（田村室長）

以前の会議で個別避難計画の様式案を示したかと思いますが、緊急連絡先本人や、避難支援等実施者本人の署名欄は用意しておらず、計画提出時に各方面の同意を確認したことの記載があるのみです。緊急連絡先や避難支援等実施者本人の署名をしてもらう形にはなっていません。法律上もそのようになっていません。

（久冨委員）

計画の変更を見ると、緊急連絡先の同意までのハードルが上がったような気がしたのですが、今までの運用で変更はないということですね。

（田村室長）

緊急連絡先等の同意は取って頂きたいのですが、電話等で口頭での同意を確認していただければ結構です。

（中野委員）

事前配布された「答申書作成資料」で、「平時からの結びつきに課題を感じる。」という意見があります。まず共助（きょうじょ）ではないとも感じますが、これに対して改定案はどちらに対応していますか。

（田村室長）

この計画自体に平時からの関係づくりが大事ということを既に記載していますので、このご意見のみをもって追記・加筆した部分はありません。

（中野委員）

共助（きょうじょ）となっている点について、共助というと地域での助け合いということになるかと思うのですが、二次避難となったときに、ここでどういったことができるか、平時から訓練といった事前の活動が必要ということだったかと思います。これは場所を変えて移動しないといけないと思いますので、共助だけでは足りないのではないかと思うのですが、これについてはどのように反映されているのでしょうか。

（田村室長）

平時からの結びつきがあったとしても一時避難所（ひなんじょ）から二次避難所（ひなんじょ）への移動が課題だということでしょうか。

（中野委員）

そうです。

（田村室長）

この計画自体もそうですが、上位計画である地域防災計画の中でも、福祉避難所（ひなんじょ）は別として、いわゆる二次避難所（ひなんじょ）、広域避難で遠くの避難所（ひなんじょ）へ行くことは想定されていません。福祉避難所（ひなんじょ）への避難ということであれば課題であり、自助で移動するのか、あるいはボランティアの支援で移動するのかといった様々な移動手段があると思いますが、こういった点については、この計画ではあまり深く触れていないところです。課題であることは事実であると思います。

（中野委員）

課題であるということについての一筆はありますか。二次避難や能登半島地震を見ると、二次避難をするというのが嫌であるという事例がありましたので、平時から移動ができるように、訓練をすべきではないかと思います。例えば流山市でいえば、能登町との交流があったりする場合、そういった方を招き、二次避難ができるんだということが経験できたら、と思います。市内でも北部と南部で被災状況に差があると思いますので、市内でもできるようにすればと思った次第です。

（田村室長）

地域防災計画や避難行動要支援者避難支援計画では、大規模災害があったとき、市民の多くが広域で二次避難することは記載されていません。実際に災害が起こったとき、そのようになる可能性は否定できませんが、上位計画の地域防災計画でも位置づけられていないものをこちらの計画で課題として挙げることは適切とは考えられないと思います。

（鎌田会長）

中野委員からのご意見や今までの議論の中で、避難所（ひなんじょ）に移動してから福祉避難所（ひなんじょ）へ移る際の問題や、避難所（ひなんじょ）内での課題についても議論に上がったところですが、避難行動要支援者避難支援計画というもの自体では、一時避難所（ひなんじょ）へどうやって避難するかということがこの計画の目指すところであります。避難後については、地域防災計画で定められることになっているそうです。避難所（ひなんじょ）に行った後についてご意見があるのも承知していますが、この計画には書けないということだそうです。皆様からたくさんご意見をいただきましたので、答申書にも記載できないか考えたところではありますが、この計画についての答申をすべきですので、こういった話については、地域防災計画で市に取り組んでいただくこととなるかと思います。

（南委員）

前々回の審議会の事前質疑の中で、「同意を得られていない人こそ支援が必要であるというご意見はその通りであり、同意を得られた人のみに限定しない取組みとして周知を図っていく」という主旨の答えがあったのですが、１００％皆に同意していただくのは難しいと思います。ただ、いざとなった場合は外部からの支援が入ることもあり、同意を得られない人についても情報をすぐに提供できるような用意・心構えを市でしていただくというのが大事だと思います。外部からの支援により戸別訪問を行っても、誰がどこにいるのかわからないといったことが問題として取り上げられているところです。流山市民として、ぜひお願いしたいと思います。

（鎌田会長）

個人情報の問題もあるので、難しい点もあるかと思いますが、どのように取り組まれる予定でしょうか。

（田村室長）

おっしゃるように、同意を返してくれない人こそ支援が必要としている可能性が高いので、一人でも多くの人に同意をしていただいた上で、地域支え合い活動対象者名簿に登載すると同時に、個別避難計画の作成に取り組んでいただくという努力を惜しんではならないと考えています。

（福山委員）

事前配布された「答申書作成資料」の右側の数字が縦に並んでいますが、どういったものなのかわからなかったので説明してください。

（田村室長）

それぞれのご意見が、お配りした答申書案のどの部分に反映されているか、を示したものです。

（福山委員）

もう一つお願いですが、避難所（ひなんじょ）の場所がわからないと思います。特に引っ越してきた人等はわからないと思います。避難所（ひなんじょ）に大きな看板があればとっさに行けると思います。日頃からわかるように、大きく表示があるとよいなと思います。

（田村室長）

いわゆる指定避難所（ひなんじょ）については、サイズはともかくとして看板は表示しておりますので、日頃から注意を払っていただければと思います。

（鎌田会長）

看板がわからないというご意見もありますが。具体的にどの程度の看板が設置されているのでしょうか。

（池田社会福祉課長）

避難所（ひなんじょ）に門があれば、その脇にポールで表示されています。また、学校・福祉会館・公園といったところで、避難所（ひなんじょ）リストを見て近くへ行っていただければ表示されています。

（福山委員）

そこに行きつくまでに分かった方が良いと思います。駅のところからなど、避難所（ひなんじょ）へ行きつけるようにしておかないと、いざという時に逃げられないため、目の前に表示があった方が良いと思います。

（田村室長）

ごもっともですが、幹線道路の交差点などには指定避難場所がここであるという地図や案内板が付いているところもございます。

（池田課長）

この問題については、防災の担当部署が設置するものなので、ご意見を担当にお伝えします。３０年ほど前に防災の担当をしていましたが、街中に地図と看板を設置する仕事をしていました。今はどうなっているかわかりませんので、担当にお伝えします。

（萩原委員）

新川小（しんかわ）近くに住んでいますが、地域の自治会には避難所（ひなんじょ）はここだという地図があり、小学校に行くと看板が出ています。ただ、外出している際は、コンビニで受け入れるなどもありますが、どうすべきか、ということがあると思います。地域の場合には学校や自治会館などで公表されています。外部で発生した時とは別となりますが、自分の地域については自ら温めていかないと、いざという時に困ると思います。

（鎌田会長）

自助努力も必要ということですね。

（久冨委員）

個別避難計画の作成支援について、市が支援するという意志を感じられる改定案で好感があります。ただ、「身寄りがない人の場合、福祉専門職が作成することも考えられます。」という文の「考えられます」という表現が、前後の文章のつながりの面でなじまないと感じます。「という方法も考えられます」という提示なのか、日本語的に違和感がありました。また、次の「避難支援等実施者の選定にあたっては…」という文に対応する末尾が「作成する」というのに違和感があります。「選定する」ではないのでしょうか。

（田村室長）

前段については、福祉専門職の支援を得て作成する方法もあります、と意味としては同じだと思いますが、専門職がついている人とついていない人もいらっしゃると思いますので、ついている人の場合はそういった方法もあります、ということで、表現については検討させていただきたいと思います。

後段については、避難支援等実施者を選定して、他の記入欄についても検討したうえで計画を作成しますという主旨ですので、分かりやすいように文章を検討したいと思います。

（東ヶ崎委員）

個別避難計画の作成支援について、最後に「市は支援を行います」という語尾になっていますが、その前ではケアマネジャーは「作成」とまで言い切っているところ、市は「支援」という表現になっている点は意図があるのでしょうか。作成することが困難な人については、支援されても提出までできないケースも出てくる場合がある中、「作成」と言い切っていることについて、意図があればお伺いしたいです。

（田村室長）

市が支援を行う、あるいは福祉専門職が支援を行うとしても、避難支援等実施者が見つけられないというケースも考えられますので、結果として作成を間違いなく行うというところまでは断言できないのが実情です。ただし、文章としては、市が支援を行い作成するとしてもおかしくないと思いますので検討させていただければと思います。

（鎌田会長）

個別避難計画の作成はあくまで本人が作成するというものであり、市が作るものではないということだったかと思いますが、市が支援をして作成するとまで記載するということでしょうか。

（田村室長）

自分が主体で作成するという方針ではありますが、現実問題として作成できない人がいた場合、市が支援を行う、これは地域の方へ繋ぐことや、計画の文章を代筆するなどといった支援を市職員が実施することも考えられます。こういったところを考えると、支援と計画作成の区別が曖昧であると思いますので、この側面を考えての表現になると思います。

（鎌田会長）

そうしますと市が作成しますと変えるということで良いですね。

（田村室長）

この表現についてはまた検討が必要だと思いますが、あくまで自己作成が主体としつつも、実際のところ市が支援を行い、事実上の作成まで行う、ということも出てくると思われます。

（鎌田会長）

作成を支援するというのと、支援し作成するというところまで言ってしまうと、全然違うのではないでしょうか。

（久冨委員）

修正後の文案が、個別避難計画を作成できるよう支援を行うということになっていて、確かに代筆等の可能性はあると思いますが、基本は本人の意思を持って作成するということですので、本日提示された資料の変更案のままで良いのではないかと思います。

（池田課長）

整理したところ、避難支援等実施者が見つからないところへの支援ということですので、内容は変更しない形で、分かりやすいように文章を検討していきたいと思います。

（石渡委員）

前回、私自身が障害者であることについて触れたかと思います。

市から、支え合い活動対象者名簿の登載についての案内をいただいたところですが、支援をしていただくことについて、私は現在考えていません。今はまだ動けるため、続く限りはこのままいきたいと思います。そういう人もいるのではないかと思いますので、無理してここに登載する必要はないのではないかと思います。全体が見えないのですが、現在支え合い活動対象者が１３５３５人とあったかと思います。こんなに対象者がいて、どうやって支援できるのかということを考えてしまいます。市の人口が２１万人程度で、１０歳以下や高齢者を合計した場合、４～５万人いると思います。これを除いた人が支援を実施できるということだと思いますが、仕事などで時間帯によっては全然対応できないと思います。これをどう考えているのでしょうか。緻密な計画性がないと、お願いしても実施できないものであると思います。

（田村室長）

おっしゃるように、７５歳以上のみ世帯、その他障害介護の方で１３５３５人います。このほか、いわゆる要配慮者の人がいる中で、支える側のみで支えられるのかというのはありますが、支えられる側の人が１００％１日中支えられているということではないと思います。委員が頑張っていらっしゃるように、自助努力により、支える側の少しでも負担を減らし、可能であれば場合によっては支える側に回るなど、支える側と支えられる側の共生が必要不可欠であると思います。

（小野寺委員）

資料番号１－２の最初のページ、中段の「本人同意の確認と個人情報の取り扱い」の変更後の部分ですが、支援が必要な人が障害者の場合、障害者団体といった当事者が支援する場合もあると思います。この文章の中に、障害者団体が支えるということが入っているとわかりやすいのではないかと思います。この言葉を入れてほしいです。

（田村室長）

障害者団体・当事者団体も障害者の方を支える主体として避難支援等関係者に入ってくると思いますが、文章の意味としては、個別避難計画を提供する相手方を規定したものであり、当事者団体は既に会の皆様についての情報があるかと思いますので、改めて規定はしていません。現在支え合い活動対象者名簿の提供先にもなっておらず、これに記載を揃えたので入っていないということですが、当事者団体も支える側であることは間違いないと理解しています。

（小野寺委員）

市から障害者本人へ直接名簿の作成についての依頼があると思います。私はろう相談員なので、相談が私に来ることもあります。障害者もろう相談員に相談できるという安心感があると思います。ですので、ここに障害者団体・当事者団体という言葉があれば、障害者本人が安心できるということです。まとめると、ここにある相談できる団体は、みな健常者であるということで、ろう者（ろうしゃ）がどんなふうにこの人たちに相談できるのかという点で一抹の不安を覚えるのではないかと思います。自分がろう相談員なので、相談する先としてこちらに書いていただければ、個別避難計画もそれぞれ個人で作りやすくなるのではないかと思います。

（田村室長）

障害者の方が障害者団体に相談したいということも当然出てくると思いますので、７ページ（３）の個別避難計画の作成方法のところに、福祉専門職のみならず、当事者団体にも支援相談を受けて作成することも考えられるということで記載を加えたいと思います。

（鎌田会長）

個人情報の保護ということが目的であるので、ここの箇所を明確に変えたという説明があったかと思いますが、これはいかがでしょうか。

（田村室長）

最初おっしゃっていただいていたところは個人情報の文脈でしたが、お話を伺うと個人情報の保護ではなく、計画の作成の趣旨でこちらに記載した方が良いと考えます。

（鎌田会長）

時間の関係から、この議題はここまでとします。

続いて、答申書についての審議を行いたいと思います。事務局から説明をお願いいします。

【説明】

（田村健康福祉政策室長）

・答申書案の読み上げ

（鎌田会長）

ただいまの答申案について、質疑や意見等ありましたらお願い致します。

（久冨委員）

　１の（４）がわかりづらいなと思います。誰がどう勧めるのかという目的語がない点と、「すすめる」という言葉が勧誘の「勧」になっている意図を教えていただけますでしょうか。

（鎌田会長）

避難所（ひなんじょ）に避難してから先の支援が必要でないかというご意見がたくさん出ましたが、この計画には記載できないので、支え合い活動対象者名簿にたくさん登載していただき、地域支え合い活動を強化することによって日頃から支え合いを強めていただき、避難所（ひなんじょ）でも助け合いが深まるのではという主旨で書いています。

また、答申書は「市はこういう風にしてください」という文の構造になっていますので、「勧めてください」というのは、市に、市民へ名簿登載について勧めてくださいという主旨です。

（久冨委員）

市民に対して勧めるということですね。市民へ、という目的語が入っていたほうがよいと感じました。

（鎌田会長）

市民とするか、対象者とするか、「誰へ」勧めてという表現を加えたほうが良いでしょうか。

（田村室長）

市民全員に勧めるものではありませんので、「対象者」に勧めるという表現を加えるのはいかがでしょうか。

（鎌田会長）

「併せて、対象者の方への地域支え合い活動対象者名簿への登録も勧めてください。」というのはいかがでしょうか。

（田村室長）

しかし、名簿の名前自体が「地域支え合い活動対象者名簿」となっており、対象者へ勧めることはあえて言わなくともわかるため、そのままでも問題ないのではないかとも思います。

（鎌田会長）

これは「地域支え合い活動対象者名簿」という名称のため、「対象者」を入れた方がわかりやすいかと思います。

（田村室長）

「地域支え合い活動対象者へ名簿登録も勧めてください」という表現の方が対象者へ言及しつつ、名簿登録を勧めるということが明確になるのでわかりやすいと思うのですがいかがでしょうか。

（鎌田会長）

それではこのように決定したいと思います。

（福山委員）

「地域支え合い活動対象者への名簿登録を勧めてください」の「の」は消してしまっても良いのでしょうか。

（平井委員）

地域支え合い活動対象者名簿に登録していない人はそうそういないと思いますが。

（石渡委員）

家族がいなくなって一人暮らしになったときはわかりませんが、現状では登録しなくて良いという考えです。

（平井委員）

ただ、私は載せなくてよいという方に限って心配だと感じています。この文章は「の」はなくても良いのではないかと思います。

（鎌田会長）

それでは「の」はなしとします。

（石渡委員）

３について、個人情報の漏洩防止の「配慮」が難しいと思います。配慮だけで、気を付けるだけでよいのでしょうか。こういった捉えかたになると難しいと思います。守秘義務があるのは、公務員、非常勤の国家公務員、民生委員・児童委員などですが、社協、地区社協、自治会などは守秘義務がないため、強く謳っておくべきとも思います。「配慮してください」だと弱いのではないかと思います。

（田村室長）

災害対策基本法において、個別避難計画情報の提供を受けた側は守秘義務がかかっています。なおかつ、市は、情報を提供される側に対して、漏洩防止策を図るよう求めることになっています。守秘義務がかかることや、漏洩防止措置を図ることは決まっているところです。個人情報漏洩防止の具体的な措置をとってくださいという意味であると思いますので、具体的には施錠されるところに保管するなど、市は、具体的措置を取らせるように十分配慮してください、という意味と受け取っています。

（鎌田会長）

前半の議論で、個人情報の取り扱いについてあったかと思いますが、「など」といったあいまいな表現を明確にしたところですので、答申案では、市の姿勢として個人情報の漏洩について配慮することを忘れないようにということを示せればよいのかなと考えてこのような表現にいたしました。

（東ヶ崎委員）

１（３）について、表現がシンプルで一番わかりやすいなと思ったのですが、福祉専門職や自治会・民生委員と協力ということのみの記載で、市が支援するという点が入っていないのがもったいないなと思いました。入れていない理由などはあるのでしょうか。市の支援のもと作成を進めてくださいといった表現の方が流山市として良いのではないかと思います。

（久冨委員）

今の文章だと、「市が」作成を進めてくださいという文になってしまい、先ほどの議論と整合性がとれないと思いますので、支援という表現を入れる方が良いのではないかと思います。

（鎌田会長・石渡委員）

市に向けて答申を出しており、市が主語になっていますので、福祉専門職等と協力するのは市ではないかと思います。このままで良いと思います。

（南委員）

よくこれまでの議論や質疑に対してまとめていただき、検討したことを書いてくださっていて、非常によく書けていると思います。

（久冨委員）

１（５）について、答申案と直接の関係はありませんが、現在の様式案で行くと、障害があること等が詳しく書ける様子ではなかったかと思います。項目を選ぶだけの様式だとその人自身の特性が見えづらいため、自閉症であればその特性や、避難の際にパニックになりやすいなどが記入できるよう、様式が変わっていけばいいなと思ってはいるのですが、現在の様式案で行くのか、どのようにお考えなのか教えていただければと思います。

（田村室長）

今まさに個別避難計画のモデルケース作成について取り組んでおり、先日要介護の人のモデルケースを作成し、これから障害をお持ちの方についてもモデルケースを作成する予定です。これらを踏まえて様式を検討していきます。

（鎌田会長）

意見等もほぼ出尽くしたようですので、この辺で答申書については審議を終了させて頂いてよろしいでしょうか。

それでは皆様からご同意をいただきましたので、事務局から確認の読み上げをお願いします。

（田村室長）

　答申書の御審議ありがとうございました。

　それでは私から、確認のため答申書を読み上げさせて頂きます。

＜答申書読み上げ＞

（鎌田会長）

　ただ今事務局が読み上げた内容でよろしいでしょうか。

それでは、この内容で市長に答申することといたしますので、事務局は答申の準備をお願いします。

本日の議題に関する審議は、ここまでとします。

（田村室長）

鎌田会長には、議事進行ありがとうございました。

答申書については、この後、鎌田会長・中職務代理者から市長にお渡しいただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、避難行動要支援者避難支援計画について、お忙しい中、ご審議をいただきありがとうございました。

今後は本日いただきました答申を踏まえ、庁内の調整と意思決定、議会への説明等を経た上で、パブリックコメントを行いまして、最終的な計画書を作成してまいります。皆様のご協力に感謝申し上げます。

最後に、鎌田会長から一言お願い致します。

（鎌田会長）

　これまで３回にわたりまして審議を重ねてまいりましたが、委員の皆様及び事務局の皆様のご努力により、このような素晴らしい答申ができましたこと、また、計画の内容についてもよりよい方向に修正できましたこと、心からお礼を申し上げます。今後、市長はじめ、市役所の職員の方々においては、答申の内容を、審議会全員の強い思い・願いとして受け止めていただき、災害が発生した際には、避難が困難になる方々の命を守るために、今後の行政に生かしていただきたいと思います。皆様本日は本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

（司会）

鎌田会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和５年度第８回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。